

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

平成 27 年の国勢調査によると本市の人口は、19,758 人で、前回（平成 22 年）の調査より、15.2%減少している。これは、東日本大震災により多くの犠牲者が生じてしまったことによるものである。

市全体として、過去の人口の推移をみると、昭和 30 年代をピークに減少し続けており、昭和 35 年から平成 27 年までの 55 年間で約 12,000 人の減少となっている。

本市の人口は、全国的な潮流である少子高齢化の傾向からみると、今後も減少が続くと見込まれる。よって若者が減少し、高齢者の占める割合が高くなることにより、生活に必要な小売、飲食、医療、福祉、介護、公共交通、地域コミュニティの維持活性化等、市民の安心な暮らしに影響を与え、地域社会の活力低下を招くと推測されることから、医療、福祉、介護の連携による施策の充実を図るとともに、地場製品の加工・販売や、地元産材の活用、農山漁村体験など、各産業の六次産業化を推進し、農林水産業や、商工業、観光業など各産業間の連携による産業の活性化に取り組みながら、若者の定住や新たな移住に繋げていくことが必要である。なお、本市産業の構造は主に農業、林業、水産業、商工業で構成され、各産業の状況は以下の通りである。

【農業】

本市の農業は、県内で最も温暖な気候に恵まれている一方で、リアス式海岸に面した狭小な農地をいかに有効活用するかが大きな課題となっている。このため、水稻を主体として果樹、野菜等を組み合わせた複合型農業生産を推進し、地域の基幹産業に位置付けている。

東日本大震災により、沿岸部を中心に農地及び農業用施設は甚大な被害を受け、被災農地が約 380ha に及ぶなど、農業を取り巻く環境はより一層厳しくなったが、関係者が一体となって営農再開に向けて復旧を進め、平成 28 年度末には、復旧対象農地の 84%の農地が復旧している。この復旧農地を活用し、産業の復興を図ろうと、平成 25 年から地域ブランド米「たかたのゆめ」の栽培に全力を挙げている。平成 29 年度は市内 56.6ha で作付され、このうち 44.6ha が復旧田となっており、名実共に復興のシンボルとして、多方面から高い評価を得ている。

しかしながら、過去 10 年における農家数の変遷をみると、総農家数が約 4 割減少したほか、基幹的農業従事者に占める 65 歳以上の割合が増加している。また、震災の影響で販売農家の経営耕地面積が減少し、特にも樹園地の減少が顕著となっている。さらに、農家の高齢化や離農に伴い、耕作放棄地の増加につなが

るとともに、鳥獣個体数の増加等により、農作物の被害が深刻化している。

【林業】

本市の森林面積は、18,545ha で総面積の 79.8%を占め、豊富な森林資源を有している。そのうち、民有林の面積は 16,940ha で市の森林面積の 91.3%を占めている。

林業の状況については、木材価格の低迷、林業労働者の高齢化、森林所有規模の零細さ、木材生産のコスト高、シカ・カモシカ被害の増大などにより、林業経営の意欲の減退傾向と林業生産活動の停滞が続いていることから、伐期を迎えても主伐を控える場合が増え、結果として9 齢級以上の割合が人工林全体に対し大きな割合を占めている。

また、本市には、約 2,800ha の分収林があり、震災で分収林設定の契約書を流失し、現在契約状態が不明となっているが、権利関係を表す書類であることから、復旧が必要である。

【水産業】

本市では、広田湾内でかき、ほたて、いしかげ貝等の貝類養殖、外洋に面した海域で、わかめ、こんぶ等の海藻類養殖漁業が盛んであり、さらに、あわびやうに等の採貝藻漁業、さけ・ます等を対象とした定置網漁業も盛んである。

近年の水産業を取り巻く環境は、東日本大震災による漁港・海岸施設、養殖施設等の壊滅的な被害からの早期復旧や地球温暖化の影響による海況の変化、水揚量の減少に伴う加工原料不足や輸入水産物の減少等による魚価の上昇、漁業従事者の高齢化や後継者不足が問題となっている。

また、震災で大きな被害を受けた水産加工業は、国の補助金等により衛生管理を強化した工場を再建した企業が増えてきたものの、他の産業へ労働力が流出したことによる人手不足や今までの取引先を失ったことにより、経営状況が震災前の状況に戻っておらず、今後の経営に不安を抱えている事業者も少なくない状況である。

【商工業】

本市の中心市街地は壊滅的な被害を受けたため、市民の暮らしの復興を先導する拠点、かつ災害時の一時避難場所等の機能を兼ねた防災拠点となる中心市街地整備を進めている。特に復興を先導する拠点として、市民が買い物、用足しができる商業地の整備が求められている。

また、大船渡公共職業安定所管内の平成 29 年 6 月の有効求人倍率は、1.57 倍の高水準となっているものの、求人側が求める人材と求職者が求める職種とのミスマッチなど、就職に結びつかないケースや若年者の早期離職なども課題となっており、市内産業の振興や企業誘致、雇用の場の多様化も求められている。

また、県内の市町村区域別立地件数をみると交通利便性の良い内陸部が立地総数の 8 割程度を占めており、内陸部への企業進出が際立っている。このような状況の中、市民生活の基盤となる雇用の場を創出するため、さらなる企業誘致の推進が求められている。特に若者が地元に着定するような企業の誘致を進める必

要がある。

なお、現在、域内の中小企業数は減少傾向にあり、さらに人手不足、後継者不足等の課題にも直面している。現状を放置すると長い歴史を経て形成された市内の産業基盤が失われかねない状況である。

(2) 目標

生産性向上特別措置法第37条1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、労働力不足を補い経済成長を継続し、地域の多様な特色や潜在力を積極的に活用した活力ある地域経済社会を築くことを目指す。これを実現するため、計画期間中に5件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本市の産業は、農業、林業、水産業、商工業等と多岐に渡り、多様な業種が本市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

本市の幹線交通網は、道路としては、本市を南北に縦断する国道45号及び県内陸部と本市を結ぶ国道340号、343号を幹線に、県道や市道が連結し道路網を形成している。

しかし、国道343号については、東日本大震災後、内陸部と沿岸部を結ぶ「復興支援道路」に位置付けられており、今後の起こりうる災害への備えとして、笹ノ田峠を安全に通過するため、トンネルで結ぶことが必要不可欠であることから、一日も早い事業化が望まれるところである。

また、三陸沿岸道路については、宮城県との県境トンネルが貫通したところであり、平成30年度の供用を目指し、整備が進んでいる。

鉄道としては、震災による大津波の影響により、一関市、大船渡市に向かうJR大船渡線において、路線及び駅舎が流出したが、BRTでの本格復旧を進めている。

各産業は交通の利便性の良さを背景に市内全域に広がっており雇用の場の提供のみならず、地域コミュニティの形成や伝統文化の継承など、地域経済社会の

活性化に大きく寄与していることから一体的に進行していくことが必要不可欠である。よって、この計画の対象地域は市内全域と設定する。

(2) 対象業種・事業

当市の産業は、農業、林業、水産業、商工業等と多岐に渡り、多様な業種が当市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、省エネの推進、市町村の枠を超えた連携等、多様である。したがって、本計画においては、労働生産性が年平均3%以上向上に資することが見込まれる事業であれば、すべての事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

計画期間は3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

先端設備等導入計画の認定に際し、以下にあげる事項については認定の対象としない。

- ① 人員削減を目的とした取組
- ② 公序良俗に反する取組
- ③ 反社会勢力との関係が認められる事業所又は個人がおこなう取組
- ④ 市税等滞納している事業所又は個人がおこなう取組